

妊産婦医療費助成制度のご案内

妊娠に伴い生じた疾病による医療費助成【入院】(ピンク色の申請用紙)

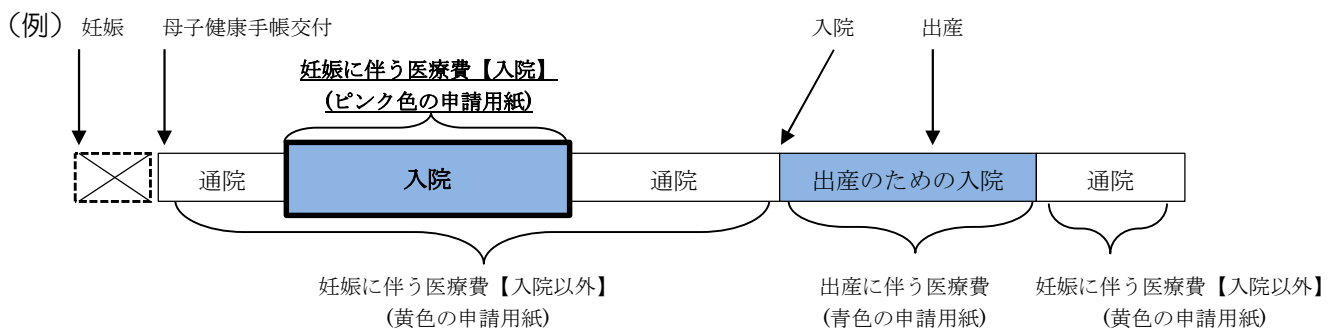
妊娠に伴い生じた疾病による医療費のうち、入院に係る費用における保険診療の一部負担金相当額を助成します。

※出産に伴い生じた疾病による医療費および入院以外に係る医療費は、別の申請が必要です。

【対象者】 母子健康手帳の交付を受けた方で、能美市民の方

【対象診療期間】 母子健康手帳交付日以降、出産の翌月末日までのうち、出産のための入院を除いた期間

※長期の入院（転院含む）に関して、一度も退院することなく出産した場合は、
出産のための入院としてみなしますので、ご注意ください。



【申請期限】 出産日の翌々月から6か月以内

【対象医療費】 保険診療（入院）の自己負担のうち、妊娠に伴い生じた疾病によるものと証明された分

【申請方法】 各窓口にある「妊娠に伴い生じた疾病による医療費支給申請書【入院】(ピンク色)」に医療機関の証明を受け、領収書の原本、申請者の保険証もしくは「資格情報のお知らせ」または「資格確認書」の写し、申請者の通帳またはキャッシュカードの写しを添付して申請してください。

※ゆうちょ銀行への振込の場合は、通帳をご用意ください

【注意事項】

- ・医療機関ごとに証明が必要です。
- ・証明されなかった分は補助対象外の診療となります。
- ・証明書の費用（自費）が必要な医療機関もあります。その場合、助成額よりも証明書の費用が大きくなる場合がありますので、証明書の費用額を医療機関にご確認のうえ、証明依頼（申請）されるかどうかをご判断ください。
- ・領収書の原本の提出がない場合、医療機関の証明があっても支給できませんのでご注意ください。
- ・一度お預かりした領収書はお返しできません。確定申告やご自身の控えとして原本が必要な場合は、ご自分でコピーをとり、原本と一緒に持ちください。照合してから原本をお返しします。
- ・健診費用は対象外となります。健康推進課の制度をご利用ください。
- ・健康保険から高額療養費・療養費付加給付が支給される場合は、それに該当する金額を控除します。
- ・振込口座は、必ず申請者本人の名義のものを記入してください。
- ・市税等を滞納している（能美市納税等に係る公平性の確保に関する条例施行規則第7条に該当するものを除く。）場合は、助成サービスに制限を受けることがあります。

【お問合せ先】 子育て支援課 ☎0761-58-2232 Fax0761-58-2293

【申請先】 子育て支援課、寺井サービスセンター、根上サービスセンター

裏面もご確認ください。

◎ご加入の健康保険からの支給について

以下の給付の該当となる場合、市への医療費申請後に、ご加入の健康保険へ申請していただき、給付決定後（約3～4ヶ月後）に、給付金額が明記されたものの写しを市へ提出してください。

健康保険への申請に領収書の原本が必要となります。健康保険への申請が必要な場合は、領収書の原本をお返しいたしますので、市への医療費支給申請時にお申し出ください。

○高額療養費

- 限度額適用認定証をご利用された方は、健康保険でのお手続きは必要ありません。
- ご自身の所得に応じた限度額を超えて医療機関にお支払された方は、ご加入の健康保険へ申請する必要があります。

○付加給付金（一部負担還元金、家族療養付加金など…）

- ご加入の健康保険の制度であり、該当する場合は、ご加入の健康保険へ申請する必要があります。